

## 行政視察報告書

|               |                                                                                                                   |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 参加議員          | 山田 千里                                                                                                             |
| 調査期間          | 令和7年5月 13 日(火)～5月 14 日(水)                                                                                         |
| 調査先及び<br>調査事項 | ①埼玉県日高市<br>「日高市議会ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインについて」<br><br>②東京都江戸川区<br>「江戸川区インターネット健全利用促進条例及び区議会議員による情報発信<br>ガイドラインについて」 |

### 視 察 概 要

#### ■ 調査先① 埼玉県日高市

#### ■ 調査事項 日高市議会ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインについて

#### ■ 調査内容

##### 1 調査日

令和7年5月 13 日(火)

##### 2 調査目的

日高市議会ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインについて調査し、本市の参考とする。

##### 3 対応者

日高市議会議長 金子 博

日高市議会副議長 加藤 大輔

日高市議会議員 和田 貴弘

日高市議会議員 大澤 博行

日高市議会議員 山田 一繁

日高市議会議員 鈴木 たけお

日高市議会議員 佐藤 まこと

日高市議会事務局長 滝沢 淳

日高市議会事務局主査 川口 美和子

##### 4 調査事項の説明

###### (1)説明概要

###### ①策定時期等

平成 27 年 12 月 15 日、全員協議会で決定。

###### ②ガイドラインの策定に係る経緯等

平成 27 年当時、現在ほど、SNS の普及や問題が生じる状況ではなかったが、議会内のある会派の議員の、個人を誹謗中傷するなどの看過できない SNS 等での情報発信があり、SNS の使用に関して、指摘し、注意喚起があったものの改善がされなかったという問題が発生したことをきっかけとし、公人としての責務を全うするため、ガイドラインを策定し、適切にSNSを運用していく必要があると考え、以下のような流れを経て策定に至った。

|                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| 平成 27 年 12 月 2 日  | 全員協議会で提案、各会派で検討       |
| 平成 27 年 12 月 8 日  | 全員協議会でガイドライン案の修正案を配布  |
| 平成 27 年 12 月 15 日 | 7 会派中 5 会派の賛成により決定→策定 |

### ③議論の過程での各議員の考え

- ・議会は監視機能だけでなく、議会からの発信により地域を変えることができるものという認識のもと、民意をスピード感をもって反映させていくのが議会の役割である。
- ・そして各議員の情報発信、情報提供は、公人としての良識に委ねられてきた。提案された当初は常識的な判断に委ねられるのならあえて必要ないもの考えていた。
- ・情報発信は、客観的な事実に基づき、根拠のあるものではなくて、政策ではない、個人攻撃は、公人として、議会としていかなものかと考えた。
- ・市民から尊敬され、他都市からも認められるような、議員同士戒め合いながら、ガイドラインを策定し、みんなで守っていく日高市議会を目指そうと考えた。

### (2)主な質疑応答

問 今後、ガイドラインを修正していく予定はあるのか。

答 ガイドライン策定当時に比べ、SNS の現状や、問題意識も変化してきているので、合わせて修正していく必要はある。

問 ガイドラインの市民への周知はどのような方法でやっているのか。また、市民の認知度は。

答 ガイドラインはホームページに掲載して周知しているが、ガイドライン自体は組織内の内部規律の問題であり、市民に対してそこまでPRする考えはない。

問 策定検討時、情報発信は各議員の良識に委ねられることであり、常識的に判断するならガイドライン策定は必要ないと考えていたのが最終的に賛成に至った理由には、どんなことがあったのか。

答 当初ガイドラインには特別なことは書いていなかったが、情報発信の仕方は感情的にならないようにするなど、一定のガイドラインは必要ではないかと議論を重ねていく中で考えが変わった。

問 ガイドラインに「意図せずして自らが発信した情報により、他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりしたときは、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること」とあるが、「誠実に対応する」ということは、どのような対応と考えているか。

答 概念的な文面ではあるが、例えば、間違いを認め、訂正をすることなどがそれにあたる。

問 情報発信内容についてチェックはしているのか。しているとしたらどのようにしているか。

答 チェック機能というほどのものはないが、気づいた議員が発言し、協議をしている。

問 ガイドラインに抵触した場合はどのように対応するのか。

答 議長から本人に注意をするなどの対応を取っている。

## 5. 所感

まだまだ SNS 利用による情報発信でトラブルが起きるようなことが多くなかった 10 年前に、きっかけとなった事案があったにせよ、議論をかさねてガイドライン策定に至った経緯や策定後の状況などを、策定に直接関わった議員の方々や当時の議会事務局の対応などを詳しく聞くことができ、大変勉強になった。

本来、議員として持ち合わせていなければいけない、常識的な良識を改めて考えさせられるとともに、一度発信したら、なかなか全部を消すことのできないデジタルタトゥーが残ることなど、ネットリテラシーの向上への対策を早急に講じなければならないと感じた。

ガイドラインがあっても破る人は出てくるだろうが、ある一定の最低限の基準は必要だと思った。また、法律ではなく、内部規律であるからこそ、議員の自覚と自律を市民に示していくことの重要性と、市民に対しての責務を果たしていくことの重みを痛感する視察であった。

青森市議会においても早急なガイドライン策定に向けて、取り組む必要性を改めて実感した。

## 視 察 概 要

### ■ 調査先② 東京都江戸川区

### ■ 調査事項 江戸川区インターネット健全利用促進条例及び区議会議員による情報発信ガイドラインについて

#### ■ 調査内容

##### 1 調査日

令和7年5月 14 日(水)

##### 2 調査目的

江戸川区インターネット健全利用促進条例及び区議会議員による情報発信ガイドラインについて調査し、本市の参考とする。

##### 3 対応者

江戸川区議会議長 藤澤 進一

江戸川区議会事務局次長 木村 浩之

江戸川区議会事務局議事係長 鈴木 裕美

江戸川区議会事務局調査係長 徳嵩 祐介

江戸川区議会事務局議事主査 佐々木 康祐

##### 4 調査事項の説明

＜江戸川区インターネット健全利用促進条例＞

###### (1) 説明概要

###### ① 制定に係る経緯等

条例策定に際し動き出した背景として、インターネット技術が日々進む中、秘匿性・機密性を保持できることは素晴らしいことではあるが、一方で匿名性が高まることにより、言ったもん勝ち、書いたもん勝ちというような風潮があり、当時、有名人の悲しい事件にもつながった。

また、子どもたちのいじめ問題の中でも、ネット情報を、間違った視点観点で判断し、基準値として持つような、さまざまな形の社会現象化があった。

これは防ぎようのないという観点もあったが、一方で、放っておけないという観点もあり、何とか自力で一つのボーダーラインを設けて、そこに区民の焦点がいくような形でこの問題に取り組んでいかないとエスカレートする一方になってしまうのではないかという危機感があった。

その中で、超党派議員での危機感の共有や、総務委員会で公的な議論を行い、また、専門家との勉強会などを行い、インターネットの健全利用、定着を進めるため、様々な取り組みと議論を重ねた。

議論の中では、公開性に縛りをかけてしまうのではないか、情報の偏りを生んでしまうのではないかという意見もあったが、区民の声の支えもあり、一定の規制をかけることが必要であり、江戸川区が発信基地となり、全国に広がっていくことが望ましく、それには長い時間かかったとしても、このタイミングでやろうということで以下の流れで条例制定に至った。

###### (制定までの流れ)

令和3年2月24日 議員からの条例の上程

令和3年3月12日 審議開始※令和4年3月16日まで計12回

パブリックコメントの実施の意見あり

令和3年4月 1日～ パブリックコメントの実施(5月9日まで)

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| 令和3年5月12日 | パブリックコメントの結果共有       |
| 令和4年3月16日 | 修正案含め、各会派の意見開陳→全会派賛成 |
| 令和4年3月25日 | 本会議にて全会一致で可決         |
| 令和4年4月 1日 | 施行                   |

## ② 議員や区民からの意見等

- ・根拠のない情報が本当の真実のように広がり、誹謗中傷や人権侵害が発生する危険性があり、その対処法としては、ネットリテラシーの向上が必然である。特に教育現場では強く求められる視点である
- ・子ども達だけではなく、世代を超えて社会全体の問題として考えていかないといけない。また、犯罪の対象となるような人や、被害にあった人達の個人の問題とするのではなく、孤立化、孤独化させないような相談体制の構築が必要。このことを強く表明していることが条例の一つの大きな意義。
- ・区民の意識調査を提案  
(パブリックコメント実施結果)
  - ・条例によって SNS などの中傷はなくなるとはならないが改善されることを願う
  - ・中高校生のネットモラル教育の拡充に期待
  - ・ネットリテラシーの向上の為、情報教育の機会を設け現状以上の体制の整備を。
  - ・高齢者に対しても、区がよりそい相談できる体制を作って欲しい。
  - ・理念は理解できるが、時期尚早。情報モラル講座の開催で十分。慎重審議を望む
  - ・議会として何ができるか、単に条文上の整理だけでなく、自分たちの支えとしてもインターネットが正しく利用されてより良い社会になるよう努力していきたい

## (2) 主な質疑応答

問 本会議で可決となった際、修正可決とのことだが、修正した内容は何か。

答 施行日の修正である。本条例が委員会付託された際の施行日が、令和3年4月1日だったが、1年間審議を進めていく中で、実際可決した本会議で改めて審議される際、施行日は令和4年4月1日となったため。

問 本会議では全会一致だったのか。

答 全会一致。

問 区民の反応はどうだったのか。

答 お互いの妥協とかはあったが基本的には受け入れていただいたと考える。条例制定については、議員それぞれが個人的なやりとりであったり、地域行事などを通じて、区民への周知徹底に努めた。当時、インターネットの誹謗中傷が多い風潮の中で目に見えない社会不安というのは強くあり、その為に条例を制定し、区の姿勢として、決して自分の中に抱え込まない、そのような地域社会をつくっていきましょうという、コンセンサスを得るためにも、議員がパイプ役の役割を担うように考えていた。

問 相談体制を構築してから相談件数はどれくらいあったのか。

答 一般的な相談が約7件。

## 5 調査事項の説明

### <区議会議員による情報発信ガイドライン>

#### (1)説明概要

##### ①策定に係る経緯等

従前、議会運営に関わるものや政策形成過程にあるものなどは、そのまま外部に発信することを避けるよう、全議員に周知していた。また各常任委員会や特別委員会における執行部理事者からの報告資料についても同様の取り扱いとなっていたものが、申し合わせやルールとして明文化して共有されていなかった。

昨今、SNS等の個人における情報発信の在り方が大きく変化し、ツールを活用すれば、誰でも簡単に情報発信が可能となっていることから、改めてルール、ガイドラインを策定することになった。これは条例制定から一年後の動きであった。

##### ② 記載内容について

- ・前文→情報発信ツールの拡大と未確定情報の発信による影響
- ・原則→議員としての自覚と責任について
- ・遵守すべき事項→SNSで発信をする上での注意事項  
※政策形成過程にある情報の公式発表を考慮した発信時期については特徴
- ・発信すべきではない情報
- ・事後の対応→議員自ら律していく内容

#### (2)主な質疑応答

問 ガイドライン策定後、ガイドラインに反する事例はあったのか。

答 現時点ではない。

問 罰則規定はあるか。

答 罰則規定はない。内部規定としての取扱いであり、議会全体として、どのように対応するかという指針を定めている。

問 ガイドライン策定のきっかけは。

答 執行部理事者側が検討していることを事前に議員へ情報提供した際に、決定前に議員がSNSで情報発信してしまった事案があったことがきっかけ。その後、トラブルはない。

問 ガイドラインを策定する際、協議した組織はどこか。

答 議会運営委員会の小委員会である理事会。

問 議会運営委員会の理事会では全会一致だったのか。

答 全会一致である。

問 ガイドラインに抵触した場合は、どのような対応となるか。

答 制定後、事案発生はないが、まず議長へ報告し、議会運営委員会の理事会で対応等の協議もあると考える。

問 今後、状況によって修正はあるか

答 時代等に合わせて修正する可能性はある。

## 6 所感

まずは、昨今の社会情勢から、インターネットによる誹謗中傷、ネットリテラシーの在り方について、危機感を持ち「江戸川区インターネット健全利用促進条例」を全国に先んじて制定したことに先見の明ありと感じた。

また、昨今は SNS を利用したネット犯罪が横行するなかで、条例があることで、地域全体の学びや認識を深め、コミュニケーション促進、犯罪を生まない社会への抑止力となるのではという期待を持った。本市でも必要な取組であると実感した。

「区議会議員による情報発信ガイドライン」については、議員としての良識にだけに任せるのではなく、ある程度の指針があることで、根拠、正確性があり、他者を傷つけることの無い、市民に有効な情報発信としていこうという議員を律する内容となっており、条例の理念に即した姿勢であることが素晴らしいと思った。

改めて、本市においてのガイドライン策定の必要性を実感する視察となった。